

務	00	01	1年
(令和7年3月末まで保存)			
(令和7年3月末まで有効)			

警 務 第 6 7 号  
令 和 5 年 5 月 1 2 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

通達の廃止について

新型コロナウイルス感染症について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）上における位置付けが季節性インフルエンザ等と同様の「5類感染症」に変更されたことに伴い、

- 「新型コロナウイルス感染症に伴うPCR検査に係る費用の県費負担について」（令和2年12月11日付け警務第282号）
  - 「最近の新型コロナウイルス感染症をめぐる情勢を踏まえた海外渡航について」（令和4年6月9日付け警務第90号）
  - 「飲酒を伴う会合のあり方について」（令和5年3月13日付け警務第425号）
- について一括して廃止するので、事務処理上誤りのないようにされたい。

担当：警務課企画係